

大和国宇陀郡松山町における 元禄期の町割と屋敷地割

土 平 博*

The form of a block and the plotting of a block in tradesmen's
house district in Matsuyama, Uda, Yamato-no-kuni, in Genroku era.

Hiroshi TSUCHIHARA

要 旨

大和国宇陀郡松山町は、現在の奈良県宇陀郡大字陀町内にあたる。松山町は、中世以来、山城の城下集落として発達し、近世になって、織田氏入封により城下町として整備された。ところが、元禄8年(1695)に織田氏が改易のうえ丹波国柏原へ移封となって、松山藩は廃藩となった。織田氏の居館や侍屋敷は即座に取り壊されて、その跡地は耕地へと転用された。一方、町屋敷地区に相当した松山町は、その後も在町として存続した。

松山には元禄16年(1703)に作成された検地帳が残されている。本稿では、この検地帳を用いて、当時の町割と屋敷地割の復原をおこなうことを主たる目的とした。14町に分かれる松山町を、各町ごとに検地帳の記載に沿いながら、屋敷地を配列してみると、概ね、復原が可能であることが明らかとなった。復原の結果、明治期の地籍図にみられる町割や屋敷地割とかなり整合するので、それは元禄期の町割や屋敷地割が明治期まで踏襲されているものとみてよい。

I はじめに

近世以降、大和国内の城は郡山、高取、松山の3ヵ所となった。郡山は、豊臣秀長の本格的な築城にはじまり、以後、増田、水野、松平、本多、柳沢などと拝領高の違う城主の交代によって、規模の拡大・縮小という変化をくり返した近世城下町¹⁾である。高取は、中世の山城の麓に城下集落の基礎ができ、近世に入ってもその形態を維持し、中世色を残した近世では例の少ない城下町²⁾である。松山は、中世山城の麓に城下集落が形成され、それ以後、近世大名の入封によって、城下町が整備されていった。但し、郡山、高取は幕末まで城下町として存続するが、松山は大名の国替によって、元禄以降はそれに代わる城主の入封がなく、城下町としての機能を喪失した。その意味から、松山は、近世における城下町の変容を明らかにできる事例と

いえる。この点に関して、近世の松山を前期の城下町と後期の在町とに分けてとらえ、両者を比較検討した桑原公德³⁾の報告がある⁴⁾。また、拙稿⁵⁾では藩主の居館や侍屋敷地区における屋敷地割の復原と廃藩後の跡地利用について明らかにした。しかし、松山町、すなわち町屋敷地区の町割や屋敷地割に関する検討については今後の課題としてきた。桑原は近代の地籍図を用いることによって、松山町の町割と屋敷地割が近世にまで遡ると指摘している。本来、近世の町割や屋敷地割を描いた絵図が残されていると、当時の復原が容易であるが、今のところ、そのような絵図は発見されていない。それでは、地籍図に描写される町割や屋敷地割はいつの時期まで遡ることができるのであろうか。

以上のことをふまえ、本稿では主に検地帳を用いて元禄期の町割と屋敷地割について検討し、可能な限りミクロに復原することを目的とする。また、この報告から、旧居館・旧侍屋敷地区と松山町における形態変容の違いが明らかになると考える。

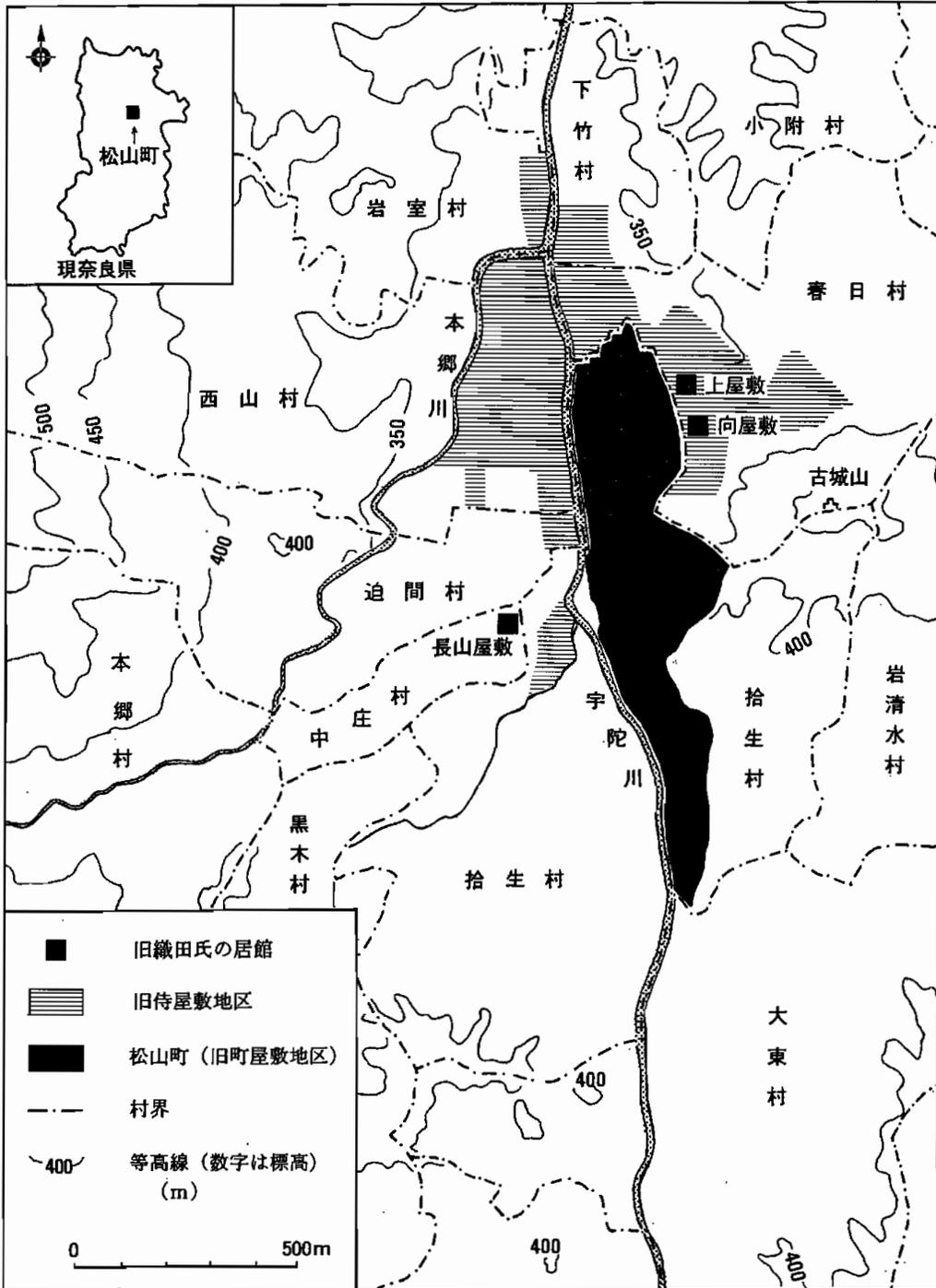
II 松山町の概観と史料の検討

(1) 松山町の概観

松山は、現奈良県宇陀郡大字陀町の市街地にあたる。文禄4年の検地帳に「秋山ノ城町分」の記載があるので、松山では少なくともこの時点に城下集落が形成されていることが史料からわかるが⁶⁾、さらに、それよりも遡る時期に町場が存在していたとされる。秋山城は標高473mの古城山の頂上に構築され、城下集落はその麓にあたる宇陀川右岸に展開した。秋山城は、現在も天守台・二の丸・三の丸・石垣・堀切などの遺構をとどめる。城主秋山氏は南北朝期の土豪で南朝方に属した。秋山氏は豊臣秀吉によって追放され、代わって豊臣秀長の臣伊藤掃部頭義之が入城し宇陀郡を支配した。天正期には、加藤光泰、羽田長門守、多賀秀家と城主が入れ代わった。慶長6年(1601)、福島高晴が伊勢長島から松山に入封し、その所領は宇陀郡下3万1,000石であった。この頃に秋山城は松山城と改名された。さらに、元和元年(1615)には、宇陀郡下は織田信雄の支配となった。織田氏の入封に伴い、古城山西麓の城下集落が整備され、その町全体は松山町と改められた⁷⁾。それ以後、松山町の名称は、明治期の行政村にも引き継がれ、昭和17年に大字陀町が成立するまで使われていた。

ところで、このような経緯によって整備された松山の城下町は特異な形態をしていた(第1図)。織田氏は既存の城下集落である松山町の西側に居館と侍屋敷を整備した。それは、宇陀川と本郷川に挟まれた場所にあたる。初期には居館が侍屋敷地区の南に構築され、「長山屋敷」と呼ばれた。その後、居館は松山町東部に接する位置に移されて「向屋敷」と呼ばれ、さらに、その北側に居館が構築されて「上屋敷」と呼ばれた。「上屋敷」へ移転後、その東側および松山町の北側に侍屋敷地区が拡大した。つまり、居館と侍屋敷地区は既存の町に隣接して、西側、東側、さらに、北側へと展開したために、その結果、松山町の北側を取り囲むように居館・侍屋敷地区が配置されたかのようにみる。この点では、一般的な近世の城下町構造と異なる⁸⁾。

さて、近世の松山町域をみってみる。元禄8年(1695)の「大和国宇陀御用中諸事覚」⁹⁾では、松山町内には上茶町・上本町・上中町・上町・中新町・上新町・拾生町・出新町・万町・拾生川原町・小出口町・下出口町・下中町・下本町・下茶町・川向町の16町が記載される。また、元禄16年(1703)の「大和国宇陀郡拾生村検地水帳」¹⁰⁾によれば、松山町は拾生村に属しており、さらにその松山町内には、上本町・下本町・上町・上茶町・下茶町・上新町・中新町・上中町・下中町・小出口町・万町・下出口町・出新町・拾生町の14町が順に記載されている。後者の史料には、拾生川原町が松山町の中に記載されていないが、宇陀川右岸の中新町西側に位



第1図 松山町の位置と概観

注) 旧織田氏の居館は位置を示すものであって、その範囲を示したものではない。筆者作成。

置した¹¹⁾。しかし、そこは松山町に隣接した場所であっても、松山町として扱われていなかった。川向町は宇陀川左岸に位置していて、西山村に属していたものと考えられる。そのほか、岩室村にも五十軒と称される町場が存在した。

(2) 史料の検討

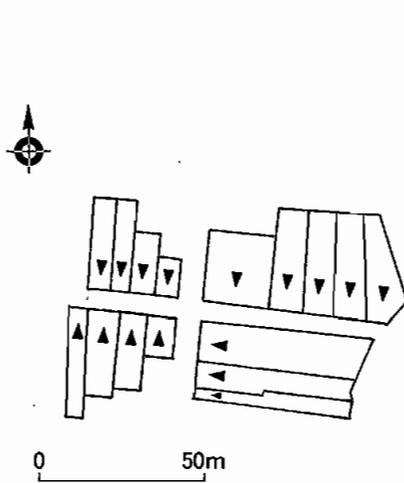
元禄8年、織田氏が松山から柏原へ移った後、これまでの松山藩領は幕府直轄領となった。大和国では、太閤検地以来、延宝5年(1677)に幕府領で「延宝検地」を実施するまでは諸藩で検地を実施していなかった¹²⁾。松山藩の旧領域が幕府直轄領となって、元禄15年(1701)に全域にわたって、検地が実施された。その時の検地奉行は高取藩主植村家敬であった。翌16年に検地帳が作成されている。この検地では、各村を上々地・上地・中地・下地・下々地の5階級に分けている点の特徴で、各村内を田・畑(田畑は上々・上・中・下・下々・悪地下々・山・砂・谷に細分)・屋敷の地目に分けて石盛を定めている。

松山町は、藩政村のような公式な行政単位ではなく拾生村に属していたので、「大和国宇陀郡拾生村検地水帳」¹³⁾(以下、検地帳とする)の中に記載されている。その検地帳では、前述のように松山町内を14町に区分し、町別に各屋敷の表口・奥行・裏口・面積・所有者・地目を書き上げられていて、その総数は434筆(そのうち会所が2筆)である。松山町以外の拾生村分にも拾生22筆、川原町20筆、中島西久保耕地6筆、高山耕地10筆がある。検地帳に記載される拾生村の総面積は40町4反8畝18歩とあり、そのうち、松山町屋敷地の総面積は7町7反8畝28歩で、松山町が拾生村に占める面積は19%強となる。そのほか、拾生村分の屋敷地総面積が6反8畝4歩となる。このような史料を用いて、松山町各町の町割と屋敷地割の復原を可能な限りを試みるが、その際、明治期の地籍図を媒介としたい。地籍図は、主に明治期の地籍編纂事業を契機に全国で作成された図であり、精度は近世絵図と比べるとはるかに高い。その特徴は土地を一筆ごとに描いている点で、大字界はもちろん、小字名・小字界、地目などを読みとることができる。また、同時期に作成された土地台帳を併用すると、それぞれの土地の所有者やその変遷を知ることができる。この地籍図は、近代初期における松山町の町割や屋敷地割を把握するために不可欠な史料であり、さらには、近世の絵図が残存しない地域をその時期まで遡って考察するうえでも重要な役割を果たす。現在の地籍図は、1951年制定の国土調査法に基づく地籍調査によって作成されたものをさし、明治期の地籍図と比較すると精度は極めて高いが、小字名や小字界などが省略されていて、土地一筆ごとに地籍番号のみが記載されるために全体として地図情報は少ない。ゆえに、本稿では、町割・屋敷地割について検討する際に、地図情報の多い明治期の地籍図と精度の高い現在の地籍図を併用することにした。

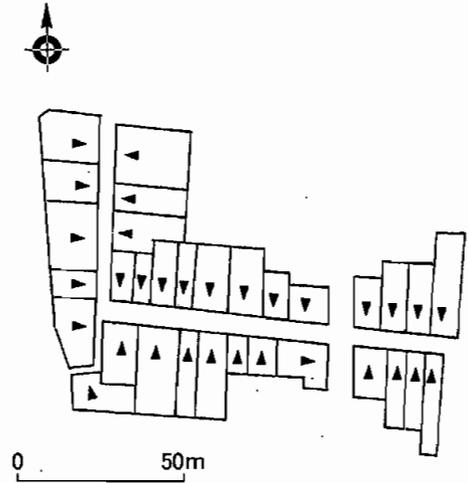
III 地籍図上での町割と屋敷地割

前述のように、明治23年作成の実測全図と昭和期調整の地籍図¹⁴⁾を用いて、町割と屋敷地割を検討する。両者とも松山町14町(上茶町・下茶町・上本町・下本町・上中町・下中町・上町・下出口町・小出口町・中新町・上新町・拾生町・出新町・万六町)を各町ごとに描いた切図の体裁をとるが、前者はそれが編集されて「松山町実測全図」と称している(第2図)。

まず、松山町内14町の形態について整理した。各町は、第3図のように、基本的には南北道路を基軸に町割が行われている。各屋敷地は、その南北道路に面して表口をもち、その表口よりも奥行が長く、屋敷地1筆は東西に長い短冊型をしている。具体的には、中新町を例外として、上町・小出口町から南側の各町と北端の上茶町および下茶町がそれに該当する。これらの



第6図 上本町の屋敷地割
注) 昭和期調整の地籍図による。



第7図 下本町の屋敷地割
注) 昭和期調整の地籍図による。

町では、主に、基軸となる南北道路を挟んで対面する屋敷地2筆の奥行合計が町の東西方向に相当する。当然のことながら、各屋敷地の奥行が短くなると町の東西方向は短くなり、逆に、奥行が長くなると町の東西方向が長くなる。つまり、奥行に統一性がなくなると町の形態は変化する。例えば、万六町のように南に位置する屋敷地ほど奥行が短くなり、それにつれて町の東西方向も短くなっている。このような町の変形は地形的な制約によるものである。また、同じく南北道路を基軸とするが、南北方向よりも東西方向が長い町は、上中町・下中町・下出口町・中新町である(第4図)。これらの町では、屋敷地は南北道路に面して表口をもつが、その屋敷地数が少なかったり、奥行がとくに長かったりするので、このような形態をとる。

東西道路を基軸に町割と屋敷割がなされる町(第5図)として上本町と下本町がある。これは前述のような町割や屋敷地割とは全く異なる。両町では、春日門から西口門へ至る東西方向の道路(第2図参照)が松山町全体を南北に貫く道路よりも重要な意味をもっている。そのことは、各屋敷地の表口が南北方向の道路に面しているか、東西方向の道路に面しているかによって判断できる。上本町は、地籍図(第6図)から判断すると、南北道路に面して表口をもつ屋敷地が東南側3筆、東西道路に面して表口をもつ屋敷地が北側9筆、西南側4筆とあって、東西道路に面して表口をもつ屋敷地が多い。また、下本町の場合、東西道路の西端から北へ道路が延びて、L字型をしており、それに面して表口をもつ屋敷地が並ぶ(第7図)。本来、基軸であるはずの南北道路に面する屋敷地4筆のうち、表口をもつ屋敷地はわずか1筆にすぎず、あくまでも東西道路が基軸となっていたことが伺える。また、屋敷地1筆の奥行がこの町の南北方向の長さに相当していて、このことが隣接する町との町界へも影響していることに注目したい。上本町の北側に接する上茶町、同町南側に接する上中町、下本町の北側に接する下茶町、同町南側に接する下中町では、それぞれの町界が一直線ではなく、幾度にも折れ曲がっている。その町界の特徴は、各屋敷地の不均一な奥行がそのまま町割に表れている点である。

東西道路を基軸とした町割が南北道路を基軸とした町割に割り込んだ背景には、秋山城から麓へ下ってきた道路が春日門を経てこの東西道路へ通じており、いわば、東西道路はメインス

トリートのな存在¹⁵⁾であったことが挙げられよう。しかも、織田氏が春日門の南側に「向屋敷」を、その後、同門の北側に「上屋敷」を置いたことで、この道路のメインストリートのな意義は継承され、さらに、松山藩落藩後、城下町の形態が崩壊してもその道路に対する町割と屋敷地割は残存したとみてよい。

Ⅳ 検地帳による町割と屋敷地割の復原

(1) 屋敷地の表口と奥行

検地帳に記される各屋敷地の表口と奥行に注目し、その関係について町別に集計した。まず、町別に屋敷数を比較すると、松山町北端に位置する下茶町が56筆と最も多く、それに対して、松山町の中央よりもやや南側に位置する拾生町が6筆と最も少ない。各屋敷数は基本的に表口に対して奥行が長い短冊型の屋敷地であるが、町ごとに各屋敷の表口と奥行の関係をみると、その構成によって、町はいくつかのタイプに整理できる。

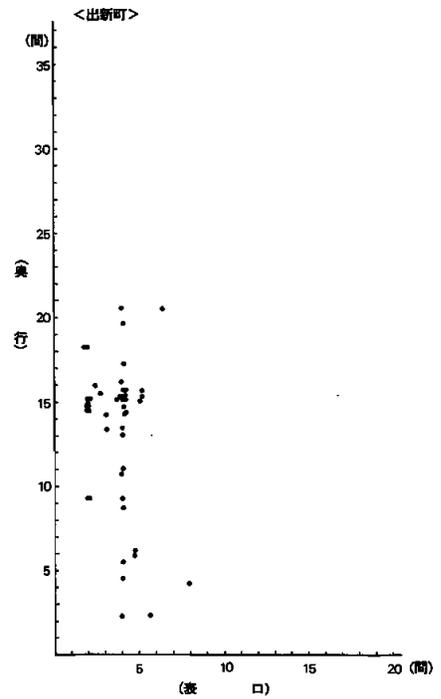
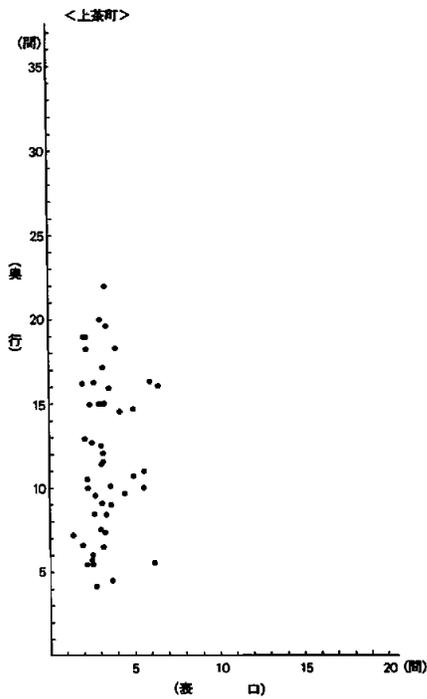
第1は、各屋敷地とも表口は比較的統一性があるものの、奥行は統一性に欠けるタイプである。その例として上茶町(第8-a図)が挙げられる。同町の各屋敷地は主として表口2~4間と比較的統一性はあるが、奥行は4~23間と不統一である。出新町(第8-b図)も主として表口2間~4間と比較的統一性はあるが、奥行は2~21間と不統一である。これと同様に見なし得る町は、下中町、中新町、万町、下出口町、上町、上中町、小出口町である。なかでも、下中町と下出口町は奥行が長い屋敷地と短い屋敷地にグループ分けができる。各屋敷地の奥行を元禄期と明治期で照合していくとほぼ一致した。下中町(第8-c図)と下出口町(第8-d図)は基軸となる南北道路よりも東側に並ぶ屋敷地の奥行は短く、それに対して西側の屋敷地の奥行は長い。下中町には、表口2~10間に対して奥行が31間以上もある細長い屋敷地が西側に、他方、間口が2~8間に対して奥行が4~15間程度の屋敷地が東側にある。同じ町内でも、道路の東側と西側で屋敷地の奥行に極端な差違がある。同様に、下出口町は間口2~7間に対して奥行26~30間をとる屋敷地と、表口2~7間に対して奥行6~13間(1筆の例外を除く)の屋敷地にグループ分けができる。逆に、南北道路の東側に並ぶ屋敷地の奥行が西側のそれよりも長い町は、上中町、上町(第8-e図)である。これらの町で屋敷地の奥行をみると、20間程度の屋敷地は東側をさし、10間程度の屋敷地は西側をさしている。

第2は奥行が一部を除いて比較的統一性のあるタイプである。例えば、下茶町(第8-f図)、上本町、下本町がそれにあたる。下茶町は、一部の例外を除くと、奥行が10~15間程度と、他の町よりも比較的統一性をもつ。

第3は、どちらにも分類できないタイプである。上新町(第8-g図)は屋敷地の奥行に差違がみられる点では第1のタイプと類似するが、それに加えて、表口の広い屋敷地が他の町と比べて多いという特徴をもつ。表口と奥行の関係から、比較的大きな面積の屋敷地が混在していることがわかる。拾生町(第8-h図)は屋敷数が6筆しか記載されておらず、明確な特徴はつかめない。

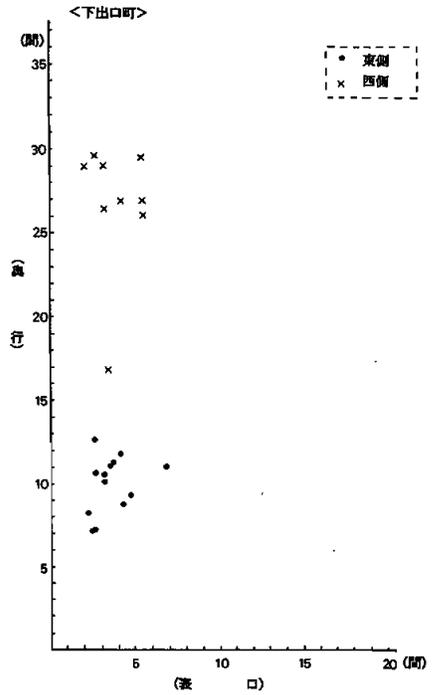
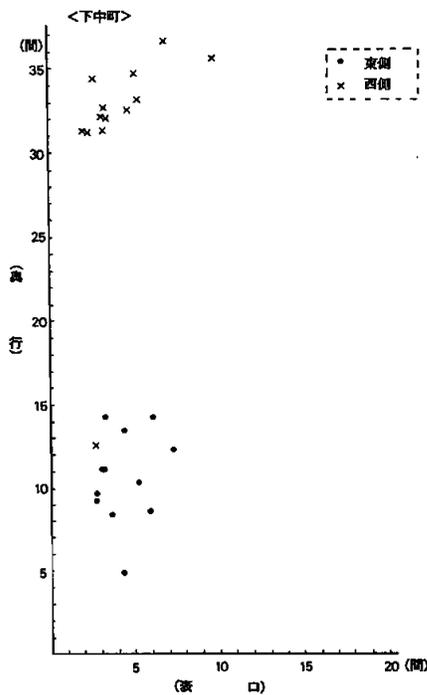
(2) 元禄期の町割と屋敷割

以下、元禄期における町割と屋敷地割について述べるが、紙幅の都合上、6町の事例にとどめる。



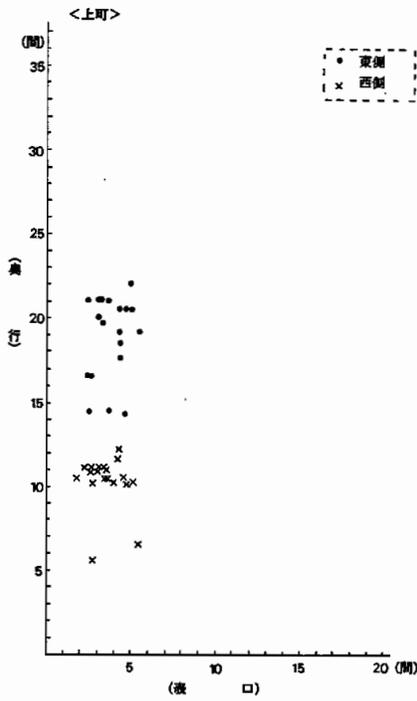
第8-a図 上茶町における屋敷地の表口と奥行

第8-b図 出新町における屋敷地の表口と奥行

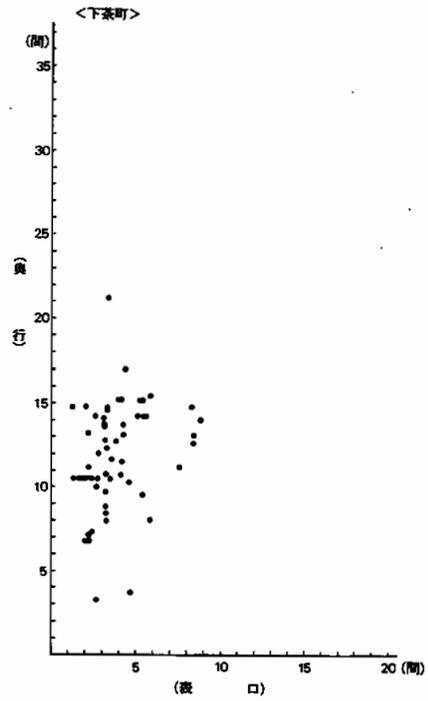


第8-c図 下中町における屋敷地の表口と奥行

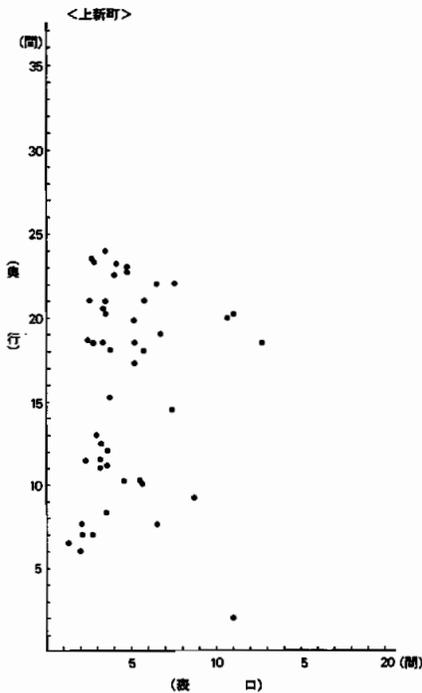
第8-d図 下出口町における屋敷地の表口と奥行



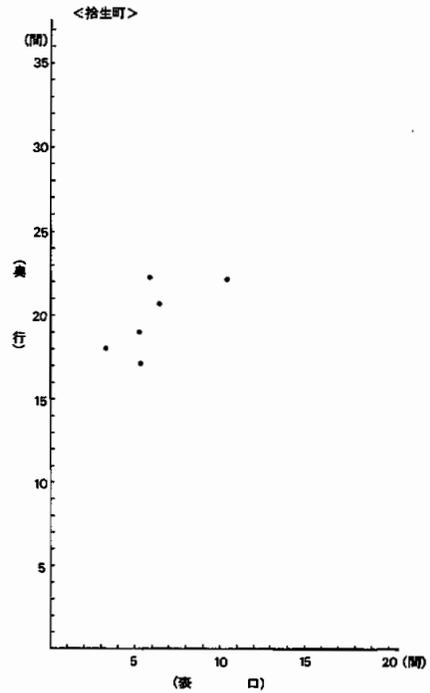
第8-e図 上町における屋敷地の表口と奥行



第8-f図 下茶町における屋敷地の表口と奥行



第8-g図 上新町における屋敷地の表口と奥行

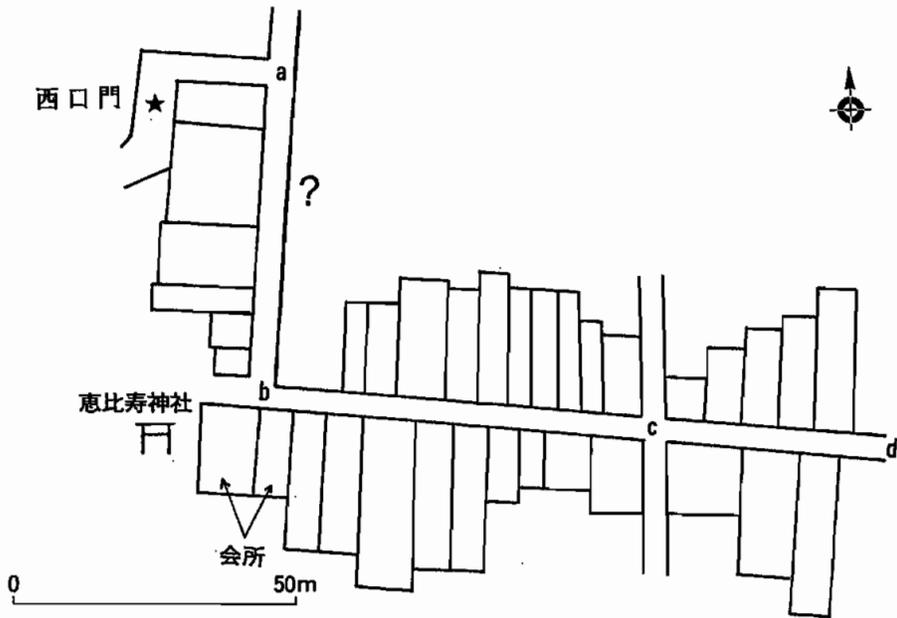


第8-h図 拾生町における屋敷地の表口と奥行

史料)「大和国宇陀郡拾生村検地水帳」(元禄16年)より筆者作成。

下本町

検地帳によると、下本町は、「東北側」、「南側」、「西側」、「東側」、「北側」に分けられて、それぞれ屋敷地が記載されている。各屋敷地を地籍図を参考にしながら配置してみると(第9図)、「東北側」とはc-d間の北側と考えられる。「東側」はa-b間の東側、「西側」は同間の「西側」に比定できる。また、「北側」はb-c間の北側、「南側」はb-d間の南側それぞれ比定できる。このようにして配列すると、「会所」2筆は現在の恵比寿神社付近に比定できる。「和州宇陀松山町織田山城守様郭内外絵図」¹⁴⁾には、この位置に「町会所」の記載があるので、これはほぼ確定する。したがって、「北側」の屋敷地配列は東から現在の恵比寿神社付近へと順番に記載されていることが判明する。「東北側」は、地籍図では屋敷地4筆が描かれているが、検地帳では5筆となっている。これは分筆によるものである。奥行に注目すると、最長が15間、最短は4間4尺であり、奥行は地籍図の記載内容とほぼ合致してくるので、検地帳には東から順に記載されているものとみてよい。a-b間の東側は地籍図と検地帳の両方に3筆とあり、筆数は一致するが、一筆ごとの奥行は一致しない。



第9図 下本町の屋敷地割

注) 「大和国宇陀郡拾生村検地水帳」(山辺義徳氏所蔵文書)より筆者作成。

出新町

出新町は南北の道路に面して表口をもつ屋敷地が並ぶ。各屋敷地を検地帳の記載順にしたがって第1表に示した。「東側」に23筆、「西側」に24筆とある。しかし、「東側」および「西側」では、それぞれ北から順に記載されているのか、南から順に記載されているのかは不明である。そこで、奥行から判断してみたい。「西側」は、番号1の4間1尺5寸を除くと、番号2の20間半を最長にして長さが順に短くなり、最後の番号24は2間となっている。地籍図に描写される屋敷地割と復原した出新町の屋敷地割を照合すると、「西側」では北から南の順に、奥行の長さが短くなっていることがわかるので、検地帳での出新町「西側」の記載は北から南への順とみてよい。「東側」は決定づける要因に欠けるが、おそらく北からの順であろう。

第1表 検地帳に記載される出新町の屋敷地

番号	東側			西側		
	表口	奥行	裏口	表口	奥行	裏口
1	間 5 尺 寸	間 15 尺 寸	間 5 尺 寸	間 8 尺 寸	間 4 尺 寸	間 4 尺 寸
2	5 2	15 4 5	5 2	4 1 5	20 半	3
3	2 4	15 半	2 2	6 半	20	5 2
4	2 3 6	16	2 4	4 4 1 5	19 4	3 5
5	5 2 4	15 2 5	5	5 2	18 1	2
6	4 1 4	15 2 5	5	6 2	18 1	1 5
7	4 6	15 6	4	7 4	16 1	3 4
8	3 5 6	15 6	3 5	8 3 1 3	13 2 5	2 半
9	2	14 4 2	2	9 3 6	14 1	2 5
10	2	14 4 2	2	10 2 5	14 半	2 2
11	2	14 5	2	11 4 5	13 半	3 3 5
12	2 6	14 半	2	12 4 1	13	4
13	4 1 2	14 1	4 2	13 4 1 5	11 1	3 4 8
14	4 1 4	14 4	4	14 4 5	10 4	3 1 5
15	4 8	14 4	3 4 6	15 2	9 2	2
16	4 1 2	15 4 2	3 5	16 2	9 2	2
17	4 1 2	17 1	4 2 4	17 4 1	9 2	3 4 5
18	4 6	15 1	3 4 2	18 4 1 5	8 5	3 4
19	2 3	15 6	2 3	19 4 4	5 5 5	4 3
20	2 3	15 6	2 3	20 4 4 8	6 5	4 4 5
21	4 1	15 4	3 4	21 4 1	5 3 5	4
22	4 6	15 1 6	3 5 6	22 4 1	2 1	4 1
23	4	15 1 5	3 5 6	23 4 1	2 1	4 1
				24 5 4	2	5 4

史料)「大和国宇陀郡拾生村検地水帳」(元禄16年)(山辺義徳氏所蔵文書)より筆者作成。

上新町

上新町も南北の道路に面して「東側」と「西側」に屋敷地が並ぶ。検地帳に記載される上新町の屋敷地は第2表の通りである。「東側」では、北から順に記載されていると考えられる。それは、番号21の屋敷地は表口11間5寸、裏口3間とあり、表口に比べて裏口が極端に狭いことにより裏付けられる。また、番号1～6の屋敷地は奥行20間未満であるのに対して、番号7～21番の屋敷地が奥行20間以上であることは、地籍図に描写される屋敷地配置とほぼ対応する。「西側」も、北から南への記載順と見なし得る。北から南への順であると仮定した場合、次のように考えられる。番号1の屋敷地は南北道路沿いに表口をもつが、南側は東西道路にも面している。そして、東西道路の南側にあたる屋敷地は、番号3と考えられる。番号3は、表口11間に対して奥行2間の屋敷地であって、他の屋敷地と比べると表口と奥行の関係が異なる。したがって、東西道路に面して、表口をもつ屋敷地であったのではないかと考えられる。番号24番の屋敷地は、表口に対して裏口が広い。上新町を貫く南北道路は町南で東側に曲折しており、この道路に面して屋敷地を割ると、「東側」番号21のように表口は広く裏口が狭い屋敷地、「西側」番号24番のように表口が狭く裏口が広い屋敷地ができる。以上の検討から、検地帳では、上新町の屋

第2表 検地帳に記載される上新町の屋敷地

番号	東側			西側			
	表口	奥行	裏口	番号	表口	奥行	裏口
1	間 尺 寸 5 1 8	間 尺 寸 17 2 4	間 尺 寸 4 4	1	間 尺 寸 3 5	間 尺 寸 15 2	間 尺 寸 4 6
2	3 5	18	3 2	2	2 2	7 4 1	2 2
3	5 5	18	4	3	11	2	11
4	5 6	18 半	4 2	4	10 4 3	20	13
5	2 5 4	18 半	2 6	5	12 4 5	18 半	10
6	3 2	18 半	2 半	6	5 1 5	19 5	4 3 5
7	3 2 4	20 半	3	7	2 半	18 4	2 4 5
8	3 半	21	3	8	5 4 5	10 1	5 4
9	2 4 2	21	2	9	4 3 3	10 1 5	3 1
10	5 5 4	21	5 5 4	10	3 4	8 2 5	3 4
11	4	22 半	3 5 4	11	5 5 4	10	5
12	4 5	23	4 半	12	7 3 7	14 半	7 3 7
13	4 1 4	23 1	4	13	3 2 3	12 3 5	3 3
14	3 半	24	3 1	14	3	13	2 4 5
15	6 半	22	6 1	15	2 2 6	11 半	1 5
16	7 4	22	6 4	16	8 5 5	9 2	8 1
17	4 4 2	22 4	4 5	17	6 半	7 4	6
18	2 4 2	23 半	2 6	18	2 5 4	7	2 半
19	2 5 8	22 2	2 1	19	1 3 8	6 半	1 4 6
20	3 半	20 2	1 2	20	2	6	2
21	11 5	20 1	3	21	2 1 5	7	2 2 5
				22	3 4 8	11 1	3 半
				23	3 1 5	11 半	2
				24	3 4 4	12	8

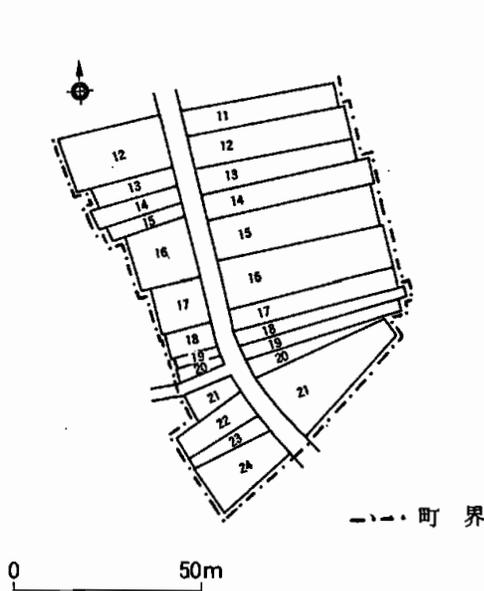
史料)「大和国宇陀郡拾生村検地水帳」(元禄16年)(山辺義徳氏所蔵文書)より筆者作成。

敷地は、「東側」・「西側」の両方とも北から南へと順に記載されているものと考えられる。このことをふまえて、地図上の復原を行なった(第10図)。

小出口町

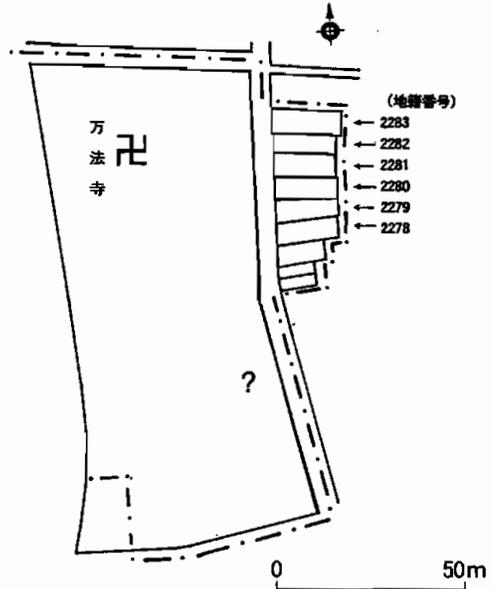
小出口町も南北の道路に面して「東側」と「西側」に屋敷が並ぶ。検地帳に記載される小出口町の屋敷地は第3表の通りである。「東側」番号4～9の屋敷地については、検地帳の余白部に作成時とは明らかに違う記述がみられる。具体的に、4番には「2278番(中略)(高)学校地」、5番には「2279番(中略)(高)学校地」、6番には「2280番(中略)(尋)学校地」、7番には「2281番(中略)(尋)学校地」、8番には「2282番(中略)(尋)学校地」、9番には「2283番(中略)(尋)学校地」とある。これは、明治期に入り、学校の用地とするために私有の屋敷地を買い上げたことを示しており、この数字は地籍番号と判断できる。地籍図と照合すると、小出口町にはこれらに該当する地籍番号があり、土地台帳でもそれは確認ができた。しかも、それは道路の「東側」に並ぶ屋敷地であった。以上から、「東側」の屋敷地は南から北へ記載されていたことになる。それでは「西側」はどうか。「西側」では番号3～8の屋敷地は5間にも満たない奥行であって、その配列はわからない。しかし、検地帳には、番号

11～13の屋敷地に「地主万法寺」と記載されているので、万法寺との位置関係から判断すると、「東側」と同様に南から北へ順に記載されているものと考えられる（第11図）。



第10図 上新町の屋敷地割

注) 「大和国宇陀郡拾生村検地水帳」(山辺義徳氏所蔵文書)より筆者作成。



第11図 小出口町の屋敷地割

注) 「大和国宇陀郡拾生村検地水帳」(山辺義徳氏所蔵文書)より筆者作成。

第3表 検地帳に記載される小出口町の屋敷地

番号	東 側			西 側		
	表 口	奥 行	裏 口	表 口	奥 行	裏 口
	間 尺 寸	間 尺 寸	間 尺 寸	間 尺 寸	間 尺 寸	間 尺 寸
1	2 2 4	5 2 1	2 3 4	1	6	17 5
2	2 3 2	5 4 5	2 半	2	2 4 3	18 1
3	4 3 5	6 6 4		3	8 1	1 1 5
4	3 1 2	8 1 2	3 6	4	3 5	2 1 5
5	3 半	9 1 2	2	5	2 5	2 5 7
6	3 半	8 1 2	3 2	6	2 1 2	4 5
7	3 4	8 2	3 2 4	7	4 5 5	2 2 8
8	3 1 4	8 4 8	3 2 5	8	3 1 5	3 3
9	4	9 1 2	4 6	9	3 1 9	5 2 5
10				10	4 1 6	8 1
11				11	6 3 5	12 5
12				12	4 6	16
13				13	2 4	8 半
14				14		3 4
						3 3

史料) 「大和国宇陀郡拾生村検地水帳」(元禄16年) (山辺義徳氏所蔵文書)より筆者作成。

万町

万町は南北に細長い松山町内の最南端に位置する。検地帳に記載される万町の屋敷地は、第4表の通りである。しかし、万町は、明治期の地籍図によれば、万六町となっている。地籍図には、「字六軒町」などの他の小字名が記されていて、六軒町は万町の北側にあたる。万町と六軒町から万六町と呼ばれるようになったと思われるが、検地帳には、六軒町の屋敷地は記載されていない。したがって、屋敷地の配列を正確に复原していくことは困難である。但し、第4表にしたがって万町「東側」に並ぶ屋敷地の奥行をみると、番号1の屋敷地から順に奥行が短くなっていることがわかる。つまり、北から順に屋敷地が記載されているものと考えてよい。但し、「西側」の記載順はわからない。

第4表 検地帳に記載される万町の屋敷地

番号	東側			西側		
	表	口	奥行	表	口	奥行
	間	尺	寸	間	尺	寸
1	2	3	2	15	2	2
2	3			13	5	3
3	3			13	4	3
4	3			12	半	2
5	3			11	半	2
6	3			10	5	3
7	3			11		3
8	3			10		3
9	9			8	半	8
10						
	間	尺	寸	間	尺	寸
1	5	1		6	5	4
2	5		5	6	2	5
3	2	5	7	6	半	2
4	4			7	2	3
5	3		6	7	半	3
6	3		9	7	1	5
7	2	4	2	7		2
8	4			6	5	3
9	3	5	7	5	4	3
10	9	2		5	1	9

史料)「大和国宇陀郡拾生村検地水帳」(元禄16年)(山辺義徳氏所蔵文書)より筆者作成。

拾生町

検地帳での拾生町は、「東側」としてわずかに6筆の屋敷地が記されるばかりである。地籍図によると、拾生町の町割は南北道路を基軸にして両側に屋敷地を配した形態をとる。その「東側」とはこの南北道路の東側をさすものと考えられるが、それでは西側はどのようにとらえるとよいのか。

検地帳では松山町以外の拾生村々分に屋敷地22筆が記載され、注記として小字「拾生」とある。おそらく、これが松山町の「西側」に該当するものであろう。検地帳末には、検地実施の際に関わった人物が記載される。とくに、町別に「年寄」および「案内」役の名前が挙げられている点に注目したい。拾生町では「年寄」と「案内」役は1名ずつであるが、それ以外の町では、「年寄」1名と「案内」役2名による構成となっている。そこで、それぞれの人物が町内に屋敷地を所有していたか否かを確認した(第5表)。上本町「案内」役の十兵衛と万町「案内」役の長次郎は、それぞれ案内を担当する町に屋敷地を所有しておらず、また、拾生町の「年寄」三右衛門も同町には屋敷地を所有していない。小字「拾生」における屋敷地22筆のうち5筆には、所有者は三右衛門と記されているので、これが「年寄」の三右衛門をさす可能性が高い。つまり、三右衛門は拾生村側に居住したが、拾生町の「年寄」役をつとめていたと考えられる。検地帳で松山町と区別される小字「拾生」の屋敷地22筆は、拾生町の西側に並ぶ屋敷地群を意味することになるが、この時点では松山町の範囲に含まれていなかったことになる。

第5表 検地の実施に携わった「年寄」と「案内」役と町内における所有地の有無

町名・役・名前	所有地	町名・役・名前	所有地
上本町		拾生町	
年寄 茂左衛門	有	年寄 三右衛門	無
案内 小助	有	案内 小右衛門	有
案内 十兵衛	無		
下本町		出新町	
年寄 甚兵衛	有	年寄 九郎右衛	有
案内 久作	有	案内 五助	有
案内 善五郎	有	案内 清九郎	有
上茶町		万町	
年寄 又三郎	有	年寄 孫兵衛	有
案内 作兵衛	有	案内 長次郎	無
案内 孫右衛門	有	案内 三右衛門	有
上中町		小出口町	
年寄 与次兵衛	有	年寄 源右衛門	有
案内 六兵衛	有	案内 藤兵衛	有
案内 七郎兵衛	有	案内 清兵衛	有
上町		下出口町	
年寄 善三郎	有	年寄 平三郎	有
案内 久次郎	有	案内 久兵衛	有
案内 善太郎	有	案内 伊右衛門	有
中新町		下中町	
年寄 市兵衛	有	年寄 左次兵衛	有
案内 五郎助	有	案内 彦太郎	有
案内 吉右衛門	有	案内 又九郎	有
上新町		下茶町	
年寄 甚右衛門	有	年寄 四郎右衛	有
案内 半三郎	有	案内 嘉平次	有
案内 七郎兵衛	有	案内 孫九郎	有

史料)「大和国宇陀郡拾生村検地水帳」(山辺義徳氏所蔵文書)
より筆者作成。

V -むすびにかえて-

本稿では、元禄期、すなわち松山藩廃藩直後における松山町の町割と屋敷割を復原することによって、その変容の有無について明らかにしようとするのが課題であった。検地帳にしたがって検討した結果、居館や侍屋敷は取り壊され、その跡地は耕地へと転用されたが、町屋敷地区であった松山町の町割には大きな影響がなく、概ね変化はなかった。桑原の指摘通り、松山は城下町からそのまま在町へ推移したと考えてよい。詳細に屋敷地割をみていくと、屋敷地の統合や分割によって、表口の長さに変化しているが、奥行は元禄期と明治期とで一致することが地籍図を介して判明した。したがって、地割は少なくとも元禄期に遡るものと考えてよい。さらに、地籍図に描かれる近代の道路や町割および屋敷割が現在に踏襲されていることを重ね合わせると、松山は元禄期の地割が残存する町の一つといえよう。

それでは、松山町が城下町当時の規模や形態をそのまま維持でき、在町として存在することができたのだろうか。松山は宇陀盆地から南の吉野や東の菟田野へ通じる交通の要所に立地していたことが要因として挙げられよう。その一方で、近代以降に起こる都市化の波にさらされなかったことが幸いとなったといえよう。

〔付 記〕

本稿は、1992年9月の歴史地理学奈良大会（於：奈良大学）で発表した内容に関する一部である。本稿の作成にあたり、ご協力いただいた大字陀町教育委員会の方々に深く感謝いたします。

注

- 1) ①矢守一彦（1988）：『城下町のかたち』、筑摩書房、136-166頁。矢守は、郡山が領主の交代を重ねながら侍屋敷地区や町屋敷地区の規模や分布が変化したことを、城下町プランを考える上で興味あるものとしている。②海洋栄太郎（1976）：『大和の近世城郭と陣屋』、関西城郭研究会、89-139頁。
- 2) 前掲1) ②、140-183頁
- 3) 桑原公徳（1987）：近世前期の松山城下町と後期の松山在町の景観（花園大学文学部史学科編『畿内周辺の地域史像—大和宇陀地方—』、81-117頁。
- 4) 松山以外で城下町から在町への推移をとらえた最近の研究として次のものを挙げておく。磯永和孝（1995）：佐敷町の歴史地理学的研究—城下町から在町への推移を中心に—、熊本地理6、1-18頁。
- 5) 拙稿土平博（1994）：大和松山藩織田氏の廃絶に伴う居館・侍屋敷地区の耕地化、歴史地理学171、19-33頁。
- 6) ①『大字陀町史』、大字陀町史刊行会（1959）、56-61頁。
②大字陀町史編纂委員会編（1992）『新訂大字陀町史』、大字陀町、831頁。
- 7) 『奈良県の地名』、平凡社（1981）、769-773頁。
- 8) ①矢守一彦（1993）：『都市プランの研究—変容系列と空間構成—』大明堂（初版1970）。
②前掲1) ①。これらは近世城下町のプランを類型化した代表的な研究である。
- 9) 「大和国宇陀郡銘細記大和国宇陀郡御用中諸事覚」（迫間区有文書）（奈良県宇陀郡役所（1917）『奈良県宇陀郡史料 全』）。
- 10) 山辺義徳氏所有文書。
- 11) 前掲3) 90頁に掲載の「松山図郭内外絵図(写)」(天和2年)で、拾生川原町は中新町の西側に描かれている。
- 12) 前掲6) ②、325頁。寛永17年(1640)に高取藩が一部の村で実施したわずかな例がみられるにすぎない。
- 13) 前掲11)のほか、松山町の写本として下本区有文書がある。
- 14) 大字陀町役場所蔵。
- 15) 「阿紀山城絵図」(文禄3年写)(前掲3)に掲載によれば、大手門は拾生町と出新町の境界付近にあったが、松山町を東西に貫くメインストリートの道路はみられない。

Summary

Matsuyama is presently in Ouda town of Nara prefecture. The Matsuyama tradesmen's house developed as one district of castle town in early seventeenth century. Manor house (=castle) and Samurai house was demolished with the extinction of Matsuyama-clan. But tradesmen's house district wasn't demolished.

The form of a block and the plotting of a block in Matsuyama tradesmen's house district in Genroku era is discussed in this paper.

